

## 役員報酬等規程改正の概要

### 1. 役員の給料の改定

#### ■ 改正理由

常勤の役員等の基本給月額の変額期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

#### ■ 改正内容

##### (1) 常勤の役員等の基本給月額の変額期間の継続に伴う改正

- ・ 理事長の基本給月額の変額を理事長が別に定める日まで継続する。

【附則(平成 20 年規程第 92 号)第 2 項及び附則(平成 23 年規程第 160 号)第 3 項】

##### (2) その他所要の規定整備

##### (3) 変額期間の終期について改正

- ・ 「理事長が別に定める日」を「理事会が別に定める日」に改める。

【附則(平成 20 年規程第 92 号)第 2 項】

#### ■ 施行日

##### (1)(2)について

令和 3 年 3 月 31 日

(適用日は令和 3 年 4 月 1 日)

##### (3)について

令和 3 年 4 月 28 日